

## 本人中心の支援を確立しよう

社会福祉基礎構造改革は、社会福祉の理念を「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活を送れるよう支える」ことだと明言した。個人の「自立」を基本とすること、その「選択」を尊重すること、「地域」での生活を総合的に支援することなどを、具体的な方向として示した。

ところが支援費制度から障害者自立支援法へと進む中で、福祉サービスの利用者や家族は不安や混乱の中に置かれ、サービス提供事業者は苦しくなった経営と増大した事務量に耐えながら支援を続けなければならなくなった。施行後わずか2年の間に2回も行われる特別対策等は、この法に内在する問題の大きさを露呈したものに他ならない。

障害があってもなくても、生活の主体者はその人自身である。自分の生活を自分で決めること、これは障害の種類や程度を問わずに、尊重されるべきことだ。障害のある人たちが、地域で自立した生活をつくり上げようとするときには、その人が必要とする福祉サービスを利用できることが重要なことなのだ。

必要とするサービスを決めるのは、誰か。一人ひとり、性格も嗜好も違うし、得手なことや不得手なことでも違う。やりたいこと、やってみたくとも違って当然だ。人間の生活は、刻々とあるいはゆったりと、時間とともに変化していく。そういう生活の中で、真に必要とする福祉サービスが分かり、その利用を決めるのは、それを必要とするその人自身でしかあり得ない。福祉サービスを使うための支援が必要な人には、その支援も必要なのだ。

「本人中心の支援」とは、そうした一人ひとり異なる本人の意思を受けとめてその実現に寄り添う支援をいい、本人が必要とする福祉サービスが提供されることをいう。

生活に関わる地域のさまざまな資源の活用も、同じことだ。障害のある人が社会の一員であることが疎かにされていた時代が長く続いたが、今ようやく、障害のある人の生きる「権利」に目が向けられ、それを阻害する「差別」の禁止が実現されようとする時代になった。「本人中心の支援」は、社会の中で人間として生きる「権利」を守り実現する支援でもあるのだ。「本人中心の支援」は、誰もが人間らしく生きることのできる社会づくりの課題にもつながっている。

NPO法人全国障害者生活支援研究会（通称、サポート研）は、揺らぐことなく、福祉の原点、支援の原点である「本人中心の支援」を追究してきた。そこでは具体的な支援のあり方、施策のあり方、社会のあり方などについて提言してきた。

障害者自立支援法の抜本の見直しが俎上に上げられている。私たちは、今、大きな声で言いたい。

- 障害者自立支援法を「本人中心の支援」という視点から点検し、見直していくべきである。
- 「本人中心の支援」により、一人ひとりの地域での自立した生活を実現しよう。
- サービスの利用者も提供者も一緒になって、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活を送れる」社会をつくるために力をあわせよう。
- 現実を直視し、本人から学び、実践を深め、「本人中心」の誇れる支援の確立をめざしていこう。

2008年2月2日

第9回全国障害者生活支援研究セミナー参加者一同